

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則

(別表)

区 分		単 位	手数料の額
繊維	1 繊維試験		円
	(1) 繊維、糸又は高分子材料		
	ア 番手織度試験	1 件	700
	イ 水分率試験	〃	1,200
	ウ 検ねん試験	〃	1,200
	エ けん縮率試験	〃	1,200
	オ 収縮率試験	〃	1,900
	カ 伸長弾性回復試験	〃	3,700
	キ 強伸度試験	〃	2,300
	ク 糸加工試験	〃	4,100
	(2) 布はく		
	ア 測色試験	〃	900
	イ 密度試験	〃	1,600
	ウ 収縮率試験	〃	2,400
	エ 剥離強さ試験	〃	1,900
	オ 曲げ硬さ試験	〃	1,900
	カ 強伸度試験	〃	2,200
	キ 圧縮弾性率試験	〃	4,100
	ク 伸長弾性回復率試験	〃	4,100
	ケ 滑脱抵抗力試験	〃	4,800
	コ ピリング試験	〃	4,300
	サ 引裂き試験	〃	1,300
	シ 破裂試験	〃	1,300
	ス 摩耗試験	〃	4,400
	セ 静電気試験	〃	2,000
	ソ 通気性試験	〃	1,900
	タ 防水度試験	〃	1,200
	チ 防しわ度試験	〃	4,600
	ツ 保温率試験	〃	6,800
	テ 単位面積当たりの質量試験	〃	1,500
	ト 組織分解試験	〃	7,800
	2 染色試験		
	(1) 染料部属鑑定試験	〃	2,900
(2) 染色加工試験	〃	2,500	
(3) 染色堅ろう度試験			
ア 耐光試験			
(ア) カーボンアーク燈型耐光試験機によるもの	〃	1,600	
(イ) キセノンフェードメーターによるもの	〃	4,800	
イ 水試験	〃	1,600	
ウ 汗試験	〃	1,800	
エ 摩擦試験	〃	1,400	
3 繊維鑑別混用率試験	1 件 1 成分	2,800	
木工	1 材料物性試験		
	(1) 測定試験		

	ア 色差光沢	1 件	1,200
	イ 寸法変化	〃	2,700
	(2) 木材含水率試験	1 試験片	1,100
	(3) 顕微鏡写真試験	フィルム 1 枚	1,300
	(4) 低温特性試験	1 時間	3,600
	(5) 振動モード測定試験	1 件	7,300
	2 塗料塗膜試験		
	(1) 塗料物理的性質試験	〃	700
	(2) 塗膜物理的性質試験	〃	700
	3 製品強度試験	〃	3,200
機械 金属	1 材料強度試験		
	(1) 硬度試験		
	ア ブリネル	1 件 (測定回数 3 回までごとに 1 件とする。)	1,100
	イ ビッカース	〃	2,100
	ウ マイクロビッカース	〃	2,400
	エ ロックウェル	〃	1,500
	オ 超微小押し込み	1 件	2,300
	(2) 引張試験、圧縮試験、抗折試験又は塑性試験		
	ア 伸び又はたわみの測定を要するもの		
	(ア) 試験温度常温の場合	〃	2,400
	(イ) 恒温槽を用いる場合	〃	4,400
	イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの		
	(ア) 試験温度常温の場合	〃	2,200
	(イ) 恒温槽を用いる場合	〃	4,100
	ウ 耐力の測定を要するもの		
	(ア) 試験温度常温の場合	〃	5,300
	(イ) 恒温槽を用いる場合	〃	7,000
	(3) 衝撃試験		
	ア 試験温度零度から常温のもの	〃	2,400
	イ ア以外のもの	〃	3,600
	(4) 金属材料曲げ試験	〃	1,900
	(5) ひずみ試験	〃	4,800
	(6) 構造解析		
	ア コンピュータエイディッドエンジニアリングシステムによるもの		
	(ア) 二次元モデルの解析による場合		
	a モデル作製	〃	8,500
	b 静解析による場合	〃	7,100
c b 以外の解析による場合	〃	13,000	
(イ) 三次元モデルの解析による場合			
a モデル作製	〃	12,000	
b 静解析による場合	〃	14,000	
c b 以外の解析による場合	〃	26,000	
(ウ) データ変換	〃	6,300	
イ 紙積層モデル評価装置によるもの	1 件 (紙積層 1 センチメートルまでごとに 1 件とする。)	5,100	
ウ アクリル系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1 時間	5,500	
エ ABS 系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1 件 (樹脂使用量 10 立)	2,100	

るもの	方センチメートルまで ごとに1件とする。)	
オ 切削加工モデル評価装置によるもの	1時間	3,200
カ レーザー加工モデル評価装置によるもの	〃	2,100
(7) 疲労試験		
ア 引張圧縮曲げ疲労試験機によるもの		
(ア) 試験周波数が100ヘルツを超えるもの	1件(100万回までごとに1件とする。)	8,800
(イ) 試験周波数が100ヘルツ以下のもの	1時間	3,800
イ 回転曲げ疲労試験機によるもの	〃	3,300
(8) 弾性率測定試験		
ア 試験温度常温のもの	1件	3,400
イ 高温炉を用いるもの	〃	7,200
(9) 製品分解性試験		
ア 試験温度常温のもの	〃	2,400
イ 恒温槽を用いるもの	〃	4,000
(10) 接合試験		
ア 点接合によるもの	〃	2,000
イ 線接合によるもの	〃	3,800
(11) ねじり試験	〃	3,100
2 材料組織試験		
(1) 金属顕微鏡によるもの		
ア 鉄系金属	〃	5,300
イ 非鉄系金属	〃	7,100
(2) 走査型電子顕微鏡によるもの		
ア レプリカ試料	〃	11,000
イ 直接観察試料		
(ア) 表面形状観察による場合		
a 倍率3万倍未満	〃	3,000
b 倍率3万倍以上	〃	7,600
(イ) 走査透過像観察による場合	〃	18,000
(ウ) エネルギー分散定性分析による場合	〃	7,800
(エ) エネルギー分散面分析による場合	〃	16,000
(3) 透過型電子顕微鏡によるもの		
ア 形態・構造撮影による場合	〃	123,000
イ 電子線回折像撮影による場合	〃	121,000
ウ STEM像撮影による場合	〃	118,000
(4) 走査型レーザー顕微鏡によるもの		
ア 常温観察	〃	2,300
イ 高温観察	〃	4,400
(5) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの		
ア 静滴法による場合	〃	13,000
イ 押し出し液滴法による場合	〃	124,000
(6) デジタル顕微鏡によるもの	〃	1,300
(7) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡によるもの		
ア 二次電子像又は反射電子像観察による場合		
(ア) 加速電圧が0.5キロボルト以下のもの		

	の		
	a 倍率3万倍未満	〃	7,600
	b 倍率3万倍以上10万倍未満	〃	15,000
	c 倍率10万倍以上	〃	30,000
	(イ) 加速電圧が0.5キロボルトを超え3 キロボルト以下のもの		
	a 倍率3万倍未満	〃	5,800
	b 倍率3万倍以上10万倍未満	〃	11,000
	c 倍率10万倍以上	〃	23,000
	(ウ) 加速電圧が3キロボルトを超える もの		
	a 倍率3万倍未満	〃	3,900
	b 倍率3万倍以上10万倍未満	〃	7,600
	c 倍率10万倍以上	〃	15,000
	イ 走査透過電子像観察による場合	〃	17,000
	ウ エネルギー分散型エックス線分析による 場合		
	(ア) 定性分析		
	a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	〃	17,000
	b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	〃	11,000
	(イ) 線分析		
	a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	1件(5元素までごとに1件とする。)	11,000
	b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	〃	8,800
	(ウ) 面分析		
	a 加速電圧が10キロボルト未満のもの	〃	17,000
	b 加速電圧が10キロボルト以上のもの	〃	11,000
	エ 電子線後方散乱パターン分析による場合		
	(ア) 測定点10万点未満	1件	50,000
	(イ) 測定点10万点以上	〃	95,000
	(ウ) データ解析	1件(1解析項目ごとに1件とする。)	4,600
	(7) 集束イオンビーム加工観察装置による もの		
	ア 断面	1件	9,900
	イ 薄片	〃	20,000
3	熱処理試験		
	(1) 真空熱処理炉によるもの	1時間	7,300
	(2) 放電プラズマ焼結炉によるもの	〃	19,000
	(3) 低温溶射装置によるもの	〃	6,800
4	寸法・形状精密測定試験		
	(1) 長さ測定試験		
	ア 精度1/2,000ミリメートル以上を要する もの	1測定箇所	1,900
	イ 精度1/1,000ミリメートル以上を要する もの	〃	1,500

ウ 精度1/100ミリメートル以上を要するもの	〃	900
(2) 角度測定試験	〃	1,900
(3) 形状測定試験		
ア 形状測定機によるもの	1 件	1,400
イ 非接触形状測定装置によるもの		
(ア) 二次元表面形状		
a 形状測定	〃	1,500
b 形状解析	〃	1,200
(イ) 三次元表面形状		
a 形状測定	〃	3,200
b 形状解析	〃	1,600
(4) 表面粗さ測定試験		
ア 線粗さ	〃	1,400
イ 面粗さ	〃	4,200
(5) 真円度測定試験		
ア 真円度測定機によるもの	〃	800
イ 万能円筒形状測定機によるもの		
(ア) 形状測定	〃	2,000
(イ) 形状解析	〃	1,100
(ウ) 円筒解析	〃	900
(6) 三次元測定試験		
ア 精密万能三次元測定機によるもの		
(ア) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度、平面度又はカーブ	〃	4,300
(イ) 形状照合	〃	1,700
(ウ) 形状解析	〃	1,700
イ 三次元測定機によるもの		
(ア) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度	1 測定箇所	2,200
(イ) カーブ	1 件 (測定点50点までごとに1件とする。)	2,500
(ウ) カーブ測定用設計値の入力	1 件 (入力点50点までごとに1件とする。)	2,000
(エ) 自由曲面	1 件	4,200
(オ) 形状照合	〃	1,500
ウ 非接触三次元形状測定機によるもの	〃	3,700
エ パターン投影式三次元測定機によるもの		
(ア) 点群	〃	6,500
(イ) 長さ、位置又は角度		
a コンピュータエイディッドデザインデータを要する場合	〃	4,300
b a 以外の場合	〃	1,900
(ウ) 形状照合	〃	5,700
オ 立体形状測定機によるもの	〃	1,600
(7) ねじ測定試験		
ア 外径	〃	1,300
イ 有効径、ピッチ又は山角	〃	1,600
(8) 光学測定試験		
ア 収差	〃	3,100
イ 球面半径	〃	4,200

ウ	平面、球面又は円筒面の形状	〃	2,700
エ	分光反射・透過率測定		
	(ア) 自記分光光度計によるもの	〃	2,600
	(イ) 顕微分光光度計によるもの	〃	5,200
オ	マッピング測定	〃	8,400
(9)	その他の試験		
ア	測定時間が30分未満のもの	〃	1,200
イ	測定時間が30分以上60分未満のもの	〃	2,300
ウ	測定時間が60分以上2時間未満のもの	〃	3,500
5	表面処理測定試験		
(1)	厚さ測定試験		
ア	金属顕微鏡によるもの	1 測定箇所	2,900
イ	エックス線膜厚計によるもの	〃	2,300
(2)	強度測定試験	〃	3,400
6	非破壊試験		
(1)	エックス線探傷試験	〃	500
(2)	超音波探傷試験	〃	5,000
(3)	エックス線回折試験		
ア	測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの	1 件	24,000
イ	測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	〃	6,800
(4)	エックス線残留応力測定試験		
ア	測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの	1 測定箇所	15,000
イ	測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	〃	3,600
(5)	マイクロフォーカスエックス線透過試験		
ア	透過撮影によるもの		
	(ア) 加熱する場合	1 測定箇所	7,800
	(イ) 加熱しない場合	〃	4,100
イ	CT撮影によるもの	〃	8,000
7	振動・周波数測定試験		
(1)	振動測定	1 件	1,000
(2)	振動騒音測定	〃	1,300
(3)	周波数測定	〃	1,300
(4)	音響特性試験	〃	1,900
(5)	音響パワーレベル測定	〃	15,000
(6)	音響インテンシティ測定	〃	2,900
(7)	マイクロダイナミクス測定試験		
ア	顕微鏡レーザー振動計によるもの	〃	4,900
イ	高速動作解析装置によるもの	〃	4,100
ウ	顕微鏡熱画像装置によるもの	〃	3,600
(8)	瞬間動作測定	〃	3,000
8	電気特性試験		
(1)	部品		
ア	抵抗値試験	1 件 (5 試料までごとに 1 件とする。)	1,400
イ	インピーダンス試験	〃	1,400
ウ	TDRインピーダンス試験	〃	3,800
エ	高周波特性試験		

(ア) インピーダンスアナライザによるもの	〃	2,400
(イ) ネットワークアナライザによるもの	〃	16,000
オ その他の試験	〃	1,900円以上 13,000円以下の範囲内で知事が定める額
(2) 機器又は材料		
ア 磁気特性試験		
(ア) 振動試料型磁化特性試験	1件	10,000
(イ) キュリー点測定試験	〃	27,000
(ウ) 周波数可変型磁化特性試験	1件(試験条件を変更して行う場合にあつては、試験条件ごとに1件とする。)	5,400(試験条件を変更して行う場合にあつては、変更後について1,600)
(エ) 磁場解析	1件	5,200
イ 熱電特性試験	〃	31,000
ウ イオンマイグレーション試験	1件(5時間までごとに1件とする。)	5,000円と200円に測定点の数を乗じて得た額との合計額
エ 信号特性試験	1件	7,000
オ 組込み機器動作試験		
(ア) 動画像解析によるもの	〃	4,000
(イ) 信号解析によるもの	〃	4,700
(ウ) 無線LAN電波解析によるもの	〃	5,100
(エ) 基板試作解析によるもの	〃	7,100
カ 電磁界解析試験		
(ア) モデル作製	〃	10,000
(イ) 電磁界解析	1件(解析条件を変更して行う場合にあつては、解析条件ごとに1件とする。)	20,000(解析条件を変更して行う場合にあつては、変更後について12,000)
キ 燃料電池評価試験	1件	18,000
ク 充放電試験	〃	8,000
ケ 有効電力測定試験	〃	5,800
コ コンプレッサー稼働状況試験		
(ア) 気体流量測定	1件(1測定箇所8時間までごとに1件とする。)	4,200
(イ) 電源品質測定	〃	2,800
(ウ) 電力分析	〃	4,800
サ 太陽電池モジュール測定器評価試験	1件	18,000
シ その他の試験	〃	1,900円以上 13,000円以下の範囲内で知事が定める額
9 環境試験		
(1) 低温試験	1件(10時間までごとに1件とする。)	4,700

(2)	高温試験	〃	3,500
(3)	恒温恒湿試験	〃	4,700
(4)	低温低湿試験	〃	9,800
(5)	温湿度サイクル試験	〃	5,200
(6)	高速温湿度サイクル試験	〃	5,800
(7)	高度加速寿命試験	〃	4,000
(8)	冷熱衝撃試験	〃	8,600
(9)	HALT試験	1件（1時間までごとに1件とする。）	6,500
(10)	振動試験		
ア	恒温槽を用いるもの	〃	7,300
イ	恒温槽を用いないもの	〃	5,700
(11)	衝撃試験		
ア	のこぎり波形による場合	1件（衝撃回数3回までごとに1件とする。）	7,200
イ	正弦波形による場合	〃	4,100
(12)	浸せき試験	1件	1,100
(13)	塩水噴霧試験	1件（24時間までごとに1件とする。）	2,900
(14)	キャス試験	〃	2,600
(15)	ウェザー試験	1件（4時間までごとに1件とする。）	7,100
(16)	超促進ウェザー試験	1件（1時間までごとに1件とする。）	1,400
(17)	オゾン劣化試験	1件（10時間までごとに1件とする。）	6,800
(18)	結露サイクル試験	1件（5時間までごとに1件とする。）	5,000
(19)	複合サイクル試験	1件（8時間までごとに1件とする。）	6,500
10	工作機械精度測定試験	1測定項目	1,200
11	試験機・計測器精度測定試験		
(1)	計測機		
ア	マイクロメーター、ダイヤルゲージ又はノギス	1件	1,400
イ	マイクロメーターヘッド又はダイヤルゲージテスター	1件（1試験項目5試験点までごとに1件とする。）	2,700
ウ	ブロックゲージ		
(ア)	絶対測定	1件	6,900
(イ)	比較測定	〃	1,700
エ	プラグゲージ又はリングゲージ	〃	2,100
(2)	電気指示計器校正試験		
ア	電力計	1件（1試験項目5試験点までごとに1件とする。）	6,700
イ	ア以外の計器		
(ア)	精度2/1,000以上のもの	〃	6,100
(イ)	精度25/1,000以上のもの	〃	2,800
(3)	電気測定器校正試験		
ア	精度1/100,000以上を要するもの	〃	10,000
イ	精度1/10,000以上を要するもの	〃	5,700

	ウ 精度1/1,000以上を要するもの	〃	3,300
	エ 精度1/100以上を要するもの	〃	2,200
12	電磁波雑音測定試験		
	(1) 機器から放出される電磁波雑音の測定試験		
	ア 機器の一边が1メートル未満のもの		
	(ア) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して行う場合にあつては、動作条件ごとに1件とする。)	46,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について26,000)
	(イ) 伝導雑音測定試験	〃	16,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について12,000)
	(ウ) 雑音電力測定試験	1件	22,000
	イ 機器の一边が1メートル以上のもの		
	(ア) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して行う場合にあつては、動作条件ごとに1件とする。)	46,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について27,000)
	(イ) 伝導雑音測定試験	〃	14,000(動作条件を変更して行う場合にあつては、変更後について9,600)
	(2) 外部からの電磁波雑音に対する耐性評価試験		
	ア 静電気イミュニティ試験	1件	7,600
	イ 放射電磁界イミュニティ試験		
	(ア) TEMセルによるもの	〃	17,000
	(イ) 電波暗室によるもの	〃	25,000
	ウ ファーストトランジェントイミュニティ試験	〃	5,200
	エ サージイミュニティ試験	〃	6,200
	オ 伝導妨害イミュニティ試験	〃	6,200
	カ 電源周波数磁界イミュニティ試験	〃	5,900
	キ 電源変動イミュニティ試験	〃	6,000
	ク 車載用インパルス試験	〃	6,300
13	切削試験		
	(1) NC旋盤加工特性評価試験	1件(10条件までごとに1件とする。)	2,300
	(2) 3軸マシニングセンタ加工特性評価試験	〃	7,600
食品	1 物性・成分試験		
	(1) 食品又は食品材料の物性試験		
	ア 糖度試験	1件	700
	イ 測色試験	〃	900
	ウ 水分活性試験	〃	1,900
	エ 粘度試験	〃	4,800

オ	粒度分布測定試験		
	(ア) 粒度分布測定装置によるもの	〃	3,000
	(イ) ふるいによるもの	〃	2,300
カ	組織観察試験		
	(ア) 光学顕微鏡によるもの	〃	2,400
	(イ) 電子顕微鏡によるもの	〃	7,200
	(ウ) 蛍光顕微鏡によるもの	〃	4,400
キ	保水率試験	〃	700
ク	粘弾性試験	〃	5,200
ケ	テクスチャー試験	〃	5,500
(2)	定性分析		
ア	加工食品	1 件 1 成分	2,300
イ	ア以外のもの	〃	1,900
(3)	定量分析		
ア	一般成分		
	(ア) 近赤外分光法による場合	1 件	3,500
	(イ) (ア)以外の方法による場合	1 件 1 成分	1,800円以上 10,000円以下の範囲 内で知事が定める額
イ	金属	〃	7,000円以上 10,000円以下の範囲 内で知事が定める額
ウ	添加物	〃	4,800円以上9,100 円以下の範囲内で 知事が定める額
エ	過酸化物価	〃	9,400
オ	ルチン	〃	11,000
2	酵素試験	1 件	23,000
3	微生物試験		
(1)	菌数測定試験	〃	1,600
(2)	生菌数測定試験	〃	2,500
(3)	発酵試験	〃	7,900
(4)	分子生物学的同定試験	〃	40,000
4	保存試験	1 件 1 日	500
5	アミノ酸等特殊試験		
(1)	アミノ酸特殊試験	1 件	17,000
(2)	生体分子相互作用解析試験	〃	32,000
(3)	フリーラジカル試験	〃	12,000
(4)	におい成分分析試験	1 件 1 成分	30,000 (成分の数が 2 以上である場合 にあつては、 30,000円に 1 を超 える成分の数に 3,200円を乗じて 得た額を加えた 額)
(5)	飛行時間型質量分析試験	1 件	24,000
(6)	真空凍結乾燥試験	1 件 (24時間までごと に 1 件とする。)	28,000
(7)	抗酸化力測定試験	1 件	26,000

	(8) その他の試験	〃	12,000円以上 20,000円以下の範 囲内で知事が定め る額
化学等	1 定性分析 (1) 機器分析 ア エックス線マイクロアナライザーによるもの (ア) 点分析 (イ) 線分析 (ウ) 面分析 a 熱電子銃を用いるもの b FE電子銃を用いるもの (a) 倍率5,000倍未満 (b) 倍率5,000倍以上 イ フーリエ変換赤外分光分析装置によるもの (ア) 赤外顕微鏡を用いるもの a 赤外吸収スペクトル測定 b イメージング測定 (イ) 赤外顕微鏡を用いないもの ウ ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの エ 熱分析装置によるもの (ア) 比熱測定 (イ) (ア)以外の測定 オ 蛍光エックス線分析装置によるもの カ 走査型オージェ電子分光装置によるもの (ア) 点分析による場合 a 帯電中和機能を使用する場合 b 帯電中和機能を使用しない場合 (イ) 線分析による場合 a 帯電中和機能を使用する場合 b 帯電中和機能を使用しない場合 (ウ) 面分析による場合 a 帯電中和機能を使用する場合 b 帯電中和機能を使用しない場合 (エ) 深さ方向分析による場合 a 帯電中和機能を使用する場合 b 帯電中和機能を使用しない場合 キ 走査型原子間力顕微鏡によるもの	〃 1 件 (同一分析部 5 元 素までごとに 1 件とす る。) 〃 〃 〃 1 件 〃 〃 1 件 1 成分 1 件 〃 〃 1 件 〃 〃 〃 〃 1 件 (分析深さ 0.2 マイ クロメートルまでごと に 1 件とする。) 〃 1 件	16,000 8,500 10,000 11,000 15,000 20,000 32,000 10,000 25,000 (成分の数が 2 以上である場 合にあっては、 25,000 円に 1 を超 える成分の数に 3,000 円を乗じて 得た額を加えた 額) 13,000 6,300 11,000 29,000 26,000 33,000 30,000 37,000 34,000 49,000 46,000 12,000

ク	プラズマ発光分析装置によるもの	〃	14,000
ケ	プラズマ質量分析装置によるもの	〃	19,000
コ	極表面複合分析装置によるもの		
	(ア) 全定性分析		
	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合		17,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額
	(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	
	(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	17,000
	b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合		
	(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	25,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額
	(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	25,000
	(イ) 個別成分測定		
	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合		
	(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	1件1成分	3,400円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額
	(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	3,400
	b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合		
	(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	4,700円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額
	(b) アルゴンイオンエッチングを要しないもの	〃	4,700
	(ウ) 面分析		
	a アルゴンイオンエッチングを要する場合	1件(5元素までごとに1件とする。)	23,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額
	b アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	23,000
	(エ) 深さ方向分析		
	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合	1件(分析深さ0.2マイ	47,000

合	クロメートルまでごとに1件とする。)	
b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合	〃	76,000
サ エックス線分析顕微鏡によるもの	1件	11,000
シ 液体クロマトグラフ質量分析装置によるもの	〃	15,000
ス 高速液体クロマトグラフによるもの	1件1成分	10,000
セ イオンクロマトグラフによるもの	1件	14,000
ソ 熱定数測定装置によるもの	〃	6,100
タ レーザーラマン分光光度計によるもの		
(ア) ラマンスペクトル測定	〃	16,000
(イ) マッピング測定	〃	32,000
チ グロー放電発光分析装置によるもの	〃	10,000
ツ 熱画像撮影装置によるもの	〃	2,500
テ 過渡熱測定装置によるもの	〃	9,000
ト アからテまで以外の機器によるもの	〃	3,600
(2) 化学分析	1件1成分	3,400
2 定量分析		
(1) 機器分析		
ア ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	〃	36,000
イ 高速液体クロマトグラフによるもの	〃	16,000
ウ イオンクロマトグラフによるもの	〃	15,000
エ プラズマ発光分析装置によるもの	〃	15,000
オ プラズマ質量分析装置によるもの	〃	17,000
カ 燃焼溶融式元素分析装置によるもの		
(ア) 高周波炉加熱式分析による場合	〃	4,600
(イ) 抵抗炉加熱式分析による場合	〃	7,900
(ウ) インパルス炉加熱式分析による場合	〃	10,000
キ 蛍光エックス線分析装置によるもの	〃	7,100
ク サイズ排除クロマトグラフィシステムによるもの	1件1試料	22,000
ケ ゲルマニウム半導体核種分析装置によるもの	〃	13,000 (分析時間が2,000秒を超える場合にあっては、13,000円に2,000秒を超える2,000秒までごとに1,800円を加算した額)
(2) 化学分析	1件1成分	1,400円以上3,700円以下の範囲内で知事が定める額
(3) (1)及び(2)以外のもの	〃	4,500円以上5,000円以下の範囲内で知事が定める額
3 プラスチック試験		
(1) 機械的試験	1件	2,000
(2) 熱的試験	〃	2,500
(3) ゴム硬さ試験	〃	1,100

(4) 衝撃試験	〃	600
(5) 成形性試験	〃	600
(6) その他の試験	〃	1,200円以下の範囲内で知事が定める額
4 物理化学試験		
(1) 比重	〃	800
(2) 反射率又は透過率		
ア 分光光度計によるもの	〃	1,500
イ ア以外の機器によるもの	〃	1,500
(3) 温度	〃	1,900
(4) 粘度	〃	2,500
(5) 風速	〃	1,000
(6) 水素イオン濃度	〃	800
(7) 粘弾性	〃	14,000
(8) 粒度分布		
ア レーザー回折・散乱法による場合	〃	12,000
イ 動的光散乱法による場合	〃	7,700
(9) 腐食性		
ア 電気化学測定法による場合	〃	11,000
イ 走査振動電極法による場合	〃	14,000
(10) 微粒子粒度分布	〃	1,700
(11) 放射線量		
ア 線量当量率測定	〃	3,100
イ 計数率測定	〃	3,100
(12) 比表面積		
ア 窒素ガスによる場合	〃	7,800
イ ア以外のガスによる場合	〃	9,800
(13) 細孔径分布		
ア 窒素ガスによる場合	〃	10,000
イ ア以外のガスによる場合	〃	16,000
(14) ガス化学吸着量	〃	20,000
(15) ゼータ電位		
ア 測定対象が液体であるもの	〃	7,700
イ 測定対象が固体であるもの	〃	8,600
(16) 燃焼排ガス成分	〃	1,300
5 生体計測試験		
(1) 脳波計測	〃	2,500
(2) 血圧測定	〃	2,400
(3) 血流測定	〃	1,900
(4) 心電図測定	〃	2,000
(5) 呼吸代謝測定		
ア トレッドミルを使用する場合	〃	3,600
イ トレッドミルを使用しない場合	〃	3,300
(6) 筋電図測定		
ア ワイヤレス筋電計によるもの	〃	2,400
イ ア以外の筋電計によるもの	〃	2,000
(7) 関節角度測定	〃	1,800
(8) 体圧分布測定	〃	2,200
(9) 音質評価試験	〃	2,900
(10) 床反力測定	〃	2,500
(11) 動作計測		

	ア 二次元計測による場合	〃	2,000
	イ 三次元計測による場合	〃	3,300
	(12) 眼球運動測定	〃	1,900
	(13) 指接触力測定	〃	1,400
試料 前処理	作業時間が30分未満のもの	〃	1,900
	作業時間が30分以上60分未満のもの	〃	3,700
成績表作成		1件(30分までごとに1件とする。)	1,800
成績表謄本又は証明書		1枚	700

(備考) 1 繊維の項の2の(3)のアの(イ)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、600円とする。

2 機械金属の項の1の(7)のアの(イ)及びイの試験における1時間を超える手数料の額は、その超える1時間について、同(イ)にあっては2,000円、同イにあっては1,000円とする。

3 機械金属の項の2の(5)のイの試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、13,000円とする。

4 機械金属の項の2の(7)のウの(ア)の分析における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(ア)のaにあっては7,700円、同(ア)のbにあっては5,800円とする。

5 機械金属の項の2の(7)のウの(イ)及び(ウ)の分析における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(イ)のaにあっては6,900円、同(イ)のbにあっては4,600円、同(ウ)のaにあっては11,000円、同(ウ)のbにあっては7,700円とする。

6 機械金属の項の2の(8)のア及びイの試験における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、7,000円とする。

7 機械金属の項の4の(5)のイの(ア)の試験における測定機の調整を行わずに測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、300円とする。

8 機械金属の項の4の(6)のアの(ア)並びにイの(ア)及び(イ)の試験における同一プログラムで測定可能な1件又は1測定箇所を超える手数料の額は、その超える1件又は1測定箇所について、同アの(ア)にあっては、同一試験品については700円(測定する箇所が等間隔の場合の2件目以降については400円)、異なる試験品の最初の1件については2,300円、異なる試験品の2件目以降については300円、同イの(ア)にあっては1,000円、同イの(イ)にあっては1,300円とする。

9 機械金属の項の4の(6)のエの分析における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同エの(ア)にあっては2,300円、同エの(イ)のa及びbにあっては1,000円、同エの(ウ)にあっては1,800円とする。

10 機械金属の項の7の(5)の試験における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、2,900円とする。

11 機械金属の項の8の(2)のク及びコの試験における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同クにあっては4,700円、同コの(ア)にあっては1,900円、同コの(イ)にあっては900円、同コの(ウ)にあっては2,500円とする。

12 機械金属の項の9の(8)、(13)から(15)まで及び(17)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(8)にあっては5,900円、同(13)にあっては2,000円、同(14)にあっては1,900円、同(15)にあっては5,800円、同(17)にあっては5,600円とする。

13 機械金属の項の10の試験における1測定項目を超える手数料の額は、その超える1測定項目について、300円とする。

14 食品の項の5の(6)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、25,000円とする。

15 化学等の項の1の(1)のア、カ及びコ((イ)を除く。)の機器による分析における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同アの(ア)にあっては10,000円、同アの(イ)にあっては5,400円、同アの(ウ)のaにあっては7,400円、同(ウ)のbの(a)にあっては7,500円、同bの(b)にあっては11,000円、同カの(ア)のaにあっては11,000

円、同(ア)のbにあつては6,800円、同カの(イ)のaにあつては14,000円、同(イ)のbにあつては10,000円、同カの(ウ)のaにあつては18,000円、同(ウ)のbにあつては15,000円、同カの(エ)のaにあつては28,000円、同(エ)のbにあつては25,000円、同コの(ア)のaの(a)にあつては8,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同aの(b)にあつては8,000円、同(ア)のbの(a)にあつては16,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同bの(b)にあつては16,000円、同コの(ウ)のaにあつては14,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同(ウ)のbにあつては14,000円、同コの(エ)のaにあつては36,000円、同(エ)のbにあつては62,000円とする。

- 16 化学等の項の2の(1)のウからオまでの試験における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同ウにあつては4,800円、同エにあつては6,500円、同オにあつては8,100円とする。
- 17 成績表作成の項の成績表の作成時間が30分未満のものうち、作成時間が5分未満のもの手数料の額は1件300円とし、5分以上10分未満のもの手数料の額は1件600円とする。